

巨理小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、本校の児童の尊厳を保持するため、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

I いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた児童や周辺の状況等表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目して見極めるようにする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった

ような場合について、いじめに当たると判断した場合は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

II いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。

III いじめ防止に向けた積極的・具体的な取組

「町いじめ防止基本方針」に、令和2年度より6月と11月を「いじめ防止強化月間」として、「積極的・具体的ないじめ防止の取組」を町内各小中学校で実施するよう方針が示された。

その方針を受けて、亘理中学校区小中連携推進委員会では、令和4年度は、6月に児童会・生徒会を中心とした「いじめ防止標語募集活動」、11月に「町いじめ防止フォーラム」として各校の取組発表をそれぞれ実施した。本校でもそれに従って「助け合い、笑顔のために、いじめ0」の標語をつくり、児童会が中心となって全校児童に呼びかけ実践しているところである。

①いじめ対応の流れ

対応の流れ	対応の内容	対応のポイント
(1)察知	・「もしかしたら、嫌な思いをしているのではないか」という、教師としての感覚を働かせて、いじめの端緒をつかむ。	・「いじめ」かどうかより、「嫌な思い」や「苦痛」を感じているかを問題にする。
(2)発見	・日頃から本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、アンケート調査、面談などによりいじめを見付け出す。	・すでに重大化していることも予想しながら、速やかに対応する。
(3)いじめられた児童への聴き取り	・児童が話しやすい教職員が聴き取りに当たる。 ・「嫌な思いはしていないか」「困っていることはないか」、そして「どのようになることを望んでいるのか」を具体的に聞き取る。	・「大丈夫です」「特にありません」という言葉は、基本的に信じない。継続して見守り人を替えて聴き取る。
(4)相談・報告	・いじめの疑いのある案件は、速やかに「いじめ・不登校対策担当者」に報告する。	・最悪を想定し、すぐに組織的な対応へ移行する。
(5)認知 ◎対応のスタートライン	◎校内いじめ問題対策委員会を開いて対応を検討し、全教職員で対応に当たる。 ・「心身の苦痛を感じたか」を判断基準としてどのいじめの事案に該当するか認知する。 ・認知した事案を、以下の3つの段階に仕分けする。 【Ⅰ段階事案】心身の苦痛を感じたとしているが、学年組織で対応できる事案 【Ⅱ段階事案】児童や保護者等から訴えがあった、あるいはⅠ段階事案が繰り返されている等、学校として組織的な対応が必要な事案 【Ⅲ段階事案】重大事態が疑われ、早急な組織的対応を求められる事案	
(6)対応方針の決定	◎校内いじめ問題対策委員会で【Ⅲ段階事案】と認められたとき、学校長は学校運営協議会の招集を要請して対応方針を協議し、校長が決定する。	
(7)安全確保	・いじめを受けた児童の希望に寄り添い、教室等での安心・安全を確保する。また、SCやSSWに助言を求め、多面的な対応を目指す。	・座席変更、班編成の変更、見守り等に配慮する。
(8)町教育委員会への報告	【Ⅰ段階事案】月ごとの定例報告 【Ⅱ段階事案】おおむね1週間以内に報告 【Ⅲ段階事案】 ①認知した段階で速やかに報告し、対応方針の指示を受ける。 ②調査の経過をその都度報告する。 ③調査終了後、その結果を報告する。	・犯罪性のあるいじめと認められる場合、被害届の有無にかかわらず警察に連絡を行う。(生命、身体又は財産に重大な被害) ※いじめ重大事態1号事態が疑われる場合は、町教委が主体となって調査を実施する。
(9)いじめられた児童の保護者への連絡	・担任から、いじめられた児童から聴き取った内容を、その保護者に報告する。 ・教頭から、学校としての対応方針を伝え、今後の調査や対応への保護者の意向を確認する。	・心配を掛けていることへのお詫びと今後の対応についての理解を求める。
(10)いじめた児童や周囲にいた児童への聴き取り	・担任以外の教職員から担当者を指定し、寄り添う姿勢を示しながら聴き取る。 ・傍観者等についても事情を聞き取り、背景に関する情報を得る。	・いじめた児童が複数いる場合、個別・同時に行えるよう聴き取り体制を組む。 ・証言等の証拠(事実)を集めておく。
(11)いじめた児童の保護者への連絡	・調査結果を報告し、指導方針を伝える。 ・いじめた児童がいじめを認めていない場合も、将来に向かって指導することを伝える。	・いじめた児童の保護者がいじめを認めず指導に異議を唱えても、「見解の相違」として指導は行う。
(12)いじめた児童への	・複数の教職員で指導し、必要に応じてその保護者の同席を求める。	・儀式的な「謝罪の会」は、報復やより陰湿ないじめにつながる

指導	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、やめない場合の出席停止や警察への通報を含む学校の対応方針を伝える。 ・いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も、将来に向かって指導する。 	<p>恐れがあることから、絶対に行わない。このことについては、いじめを受けた児童や保護者に理解を求める。</p>
(13)双方の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの指導内容や今後の対応について、いじめた児童生徒、いじめられた児童双方の保護者に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童の保護者から自発的に謝罪の希望があった場合は、いじめられた児童や保護者の意向を確認し、慎重に場を設定する。
(14)防止措置の策定と速やかな実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会を開催し、いじめ防止体制の見直しや防止するための教育の推進について、具体策を協議し、全教職員で共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な見守りの体制を整え、いじめ・不登校対策担当者が情報を集約する。 ・必要に応じて SC や SSW と情報共有し、専門家の視点からの助言をいただく。
(15)経過観察と記録、計画的な働き掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・最低3か月の経過観察を継続し、いじめられた児童・いじめた児童双方に、意図的な声掛けや月1回の面談等を実施する。 	

※ SCやSSWは、定期的に、または必要に応じて学校を訪問し、授業などを観察しながら子供の様子を観察したり、教員や児童・保護者との教育相談を行ったりする。また、専門機関につなぐ役割も果たす。

② いじめ対応の基本的姿勢

対象	いじめ対応の基本姿勢
いじめられている児童に	全教職員が徹底的に守り抜く姿勢で対応する。
いじている児童に	当該児童の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動などを反省させ、将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、「いけないものはいけない」とする毅然とした態度で指導する。
すべての児童に	自己有用感や充実感を感じられるように学校生活を送らせる。
家庭との連携	児童とのコミュニケーションを図りながら、児童の生活の変化や不安な様子の有無について把握する。保護者会等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について情報交換や協議を行うことや、いじめに対する家庭の気付きと教職員の気付きを共有する。
学校で取組	関係機関との連携を図りながら家庭と一体となって問題の解消に努める。
地域との連携	P T A会長や学校運営協議会において、いじめに関する基本方針や実態について情報を共有する。いじめに関する基本方針について学校だより等で発信し、通学時の児童の様子について気付いたことを電話等で学校へ知らせてもらうなど、情報交換を密にする。
関係機関との連携	日頃から、学校と町教育委員会や関係機関（町子ども未来課、警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との連携を図るための情報共有体制を構築しておく。

※ 学校の組織的な取組に加え、必要に応じて関係機関と連携し、多面的な対応ができるよう取組を進める。

③ いじめ対策年間計画 ■：教職員間の活動 ○：児童、教師、保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	<p>■学校間、学年間の情報交換 指導記録の引継</p> <p>■いじめ対策に係る共通理解（職員研修）</p> <p><いじめの未然防止に向けた取組の確認></p> <p>○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明）</p> <p>○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり</p> <p>○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発</p>	<p>職員会議等</p> <p>始業式等</p> <p>学級活動</p> <p>学年懇談会</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き出す。 学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<p>○「学校生活アンケート」の実施と対応</p> <p>○スマホ教室の開催①（夏休み前まで）</p> <p>■人権感覚チェックリストの実施</p>		<ul style="list-style-type: none"> 進級後の学級生活への適応の様子に留意する
6月	<p>☆いじめ防止強化月間（思いやり月間）</p> <p>○道徳の授業（思いやり）の確実な実施</p> <p>○居場所づくり、自己有用感を高める活動の実施</p> <p>○「学校生活アンケート」の実施と対応</p> <p>○教育相談（児童）の実施</p> <p>○話し合い活動「学級の諸問題」</p>	<p>道徳</p> <p>学級活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> 6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	<p>○「いじめアンケート」（保護者と一緒に記入）の実施と対応</p> <p>○教育相談（面談）の実施</p> <p>○学校評価の実施</p>		<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策を点検する。 教育相談を活用し、保護者の声を吸い上げる。
8月	<p>○夏休み明けの児童の変化の把握</p> <p>■SCによる教育相談に係る研修会の開催</p> <p>■教育相談に係る研修会への参加</p>		<ul style="list-style-type: none"> 相談技術を高めるために校内研修会や外部の研修会を活用する。
9月	<p>○「学校生活アンケート」の実施と対応</p> <p>○外部機関と連携したスマホ教室の開催②</p> <p>○人権教室の実施（3年）</p> <p>○教育相談の実施</p> <p>○行事等を通じた人間関係づくり</p>		<ul style="list-style-type: none"> 夏休み後であることから、必要に応じて教育相談を実施する。
10月	<p>○「学校生活アンケート」の実施と対応</p> <p>○行事等を通じた人間関係づくり</p> <p>■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」</p>		<ul style="list-style-type: none"> 自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
11月	<p>☆いじめ防止強化月間（思いやり月間）</p> <p>○道徳の授業（思いやり）の確実な実施</p> <p>○居場所づくり、自己有用感を高める活動の実施</p> <p>○児童会主体の取組</p> <p>○「学校生活アンケート」の実施と対応</p> <p>○話し合い活動「学級の諸問題」</p>	<p>学級活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童の人間関係の変化に留意する。
12月	<p>○「町いじめ防止フォーラム」への参加</p> <p>○「学校生活アンケート」の実施と対応</p> <p>○学校評価の実施（児童・保護者アンケート）</p>		<ul style="list-style-type: none"> 人権感覚を高める。 いじめ対策を点検する。
1月	<p>○「学校生活アンケート」の実施と対応</p> <p>○冬休み明けの児童の変化の把握</p>		<ul style="list-style-type: none"> 児童の変化を確認する。
2月	<p>○「いじめアンケート」（保護者と一緒に記入）の実施と対応</p> <p>○教育相談（面談）の実施</p> <p>○話し合い活動「学級の諸問題」</p> <p>■保・幼・小連絡会の開催</p> <p>■人権感覚チェックリストの実施</p>	<p>学級活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係の不安解消への対応を考える。 教育相談を活用し、保護者の声を吸い上げる。

3月	○「学校生活アンケート」の実施と対応 ■記録の整理、引継資料の作成 ■幼保小連絡会の開催、中学校への確実な引継	・いじめや人間関係に関する情報を確実に資料等で引き継ぐ。
----	---	------------------------------

IV いじめ重大事態への対処

「いじめ重大事態」（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定）には以下のように対応する。

【1号事態】生命、心身又は財産に対する重大な被害の疑い（調査主体は町教育委員会）

※ 町教育委員会の指示の下、資料の提出など調査へ協力

<具体的なケース>

- 児童が自殺を企図した場合
- 心身に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

<留意点> 「いじめによる重大な被害が生じた」と、児童や保護者から申立があった時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。（調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。）

【2号事態】相当の期間(年間 30 日が目安)、学校の欠席を余儀なくされている疑い(調査主体は学校)

- ① 調査組織を設置（専門家等の第三者の参加）
- ② 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童とその保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を踏まえた適切な措置
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告（町教委を通して 7 日以内に町長に報告）

V いじめ対策の評価と公表

(1) 全教職員が参加して、定期的（7 月及び 12 月）に対策の効果等を検証し、基本方針の点検と見直しを行う。

- ① 目標の達成状況
- ② いじめ防止等に向けた取組の効果
- ③ いじめの認知件数及びいじめ対応の状況

(2) 学校いじめ防止基本方針及び学校の取組状況については、ホームページや学校だより等を通して保護者に知らせる。

(3) 学校の取組については、学校関係者評価委員会や学校運営協議会等においてご意見をいただく。

VI いじめ対応組織と連携機関、組織・担当の役割

- (1) 名称 校内いじめ問題対策委員会
- (2) 構成員 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭
- (3) 役割 いじめの報告があったときに招集し、どのいじめ事案に該当するか認知し、対応について話し合い、対応に当たる。
- (4) 連携機関
 - ①町教育委員会 ②子ども家庭センター児童相談所 ③児童相談所 ④警察
 - ⑤心のケアハウス ⑥医療機関
- (5) いじめ対応担当

教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連絡調整 ・SC や SSW 等専門家との連絡・調整 等
生徒指導主任 (いじめ・不登校対策担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内のいじめ情報の集約と仮認知及び校長への報告 ・「校内いじめ問題対策委員会」の企画・運営 等 ・校内の生活指導、教職員研修の企画・運営 ・いじめ未然防止のための取組の企画・運営 等

(6) 組織の役割

① 未然防止

- ・「いじめ」が起きにくい・「いじめ」を許さない環境づくりを行う。

② 早期発見・対処

- ・「いじめ」の相談・通報を受け付ける。
- ・「いじめ」の疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と「いじめ」であるか否かの判断を行う。
- ・「いじめ」の被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（P D C Aサイクルの実行を含む）。